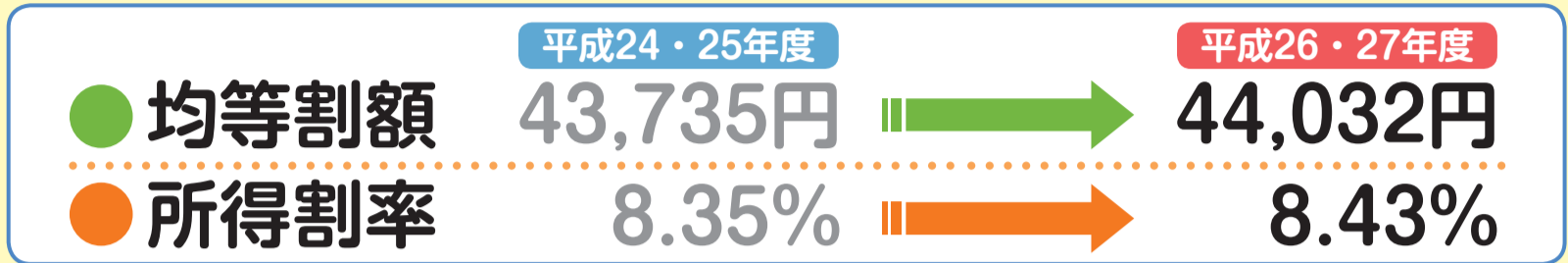


# 後期高齢者医療制度 平成26年4月から保険料率などが変わります

※「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む）を対象とした医療制度です。

## ● 平成26・27年度の保険料率



今回の改定では、医療費の増加などの理由により、保険料の大幅な上昇が見込まれたため、これを抑えるための対策を講じましたが、やむをえず保険料率を上記のとおり改定することになりました。被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

## ● 平成26・27年度の年間保険料の限度額



## 保険料の計算方法

4月から翌年3月までを1年間として、年間保険料が計算されます。限度額は、57万円です。

年間保険料額 = 均等割額 + 所得割額

44,032円

(総所得金額等<sup>※1</sup> - 基礎控除(33万円)) × 所得割率8.43%

※1 総所得金額等とは、「年金収入 - 公的年金控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

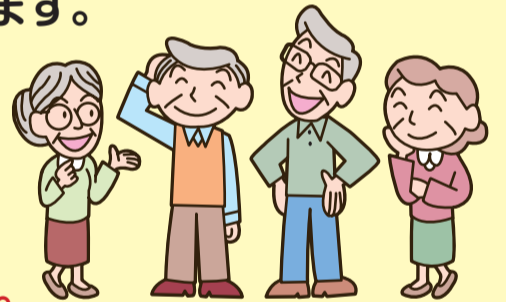
保険料の決定通知書は、7月（広島市は8月）中旬にお手元にお届けします。

## 保険料の軽減

次の所得の世帯の方や健保組合等の被扶養者であった方には、以下の軽減措置があります。

### ● 均等割額の軽減について

5割・2割軽減については、軽減の対象所得の基準が拡充されました。

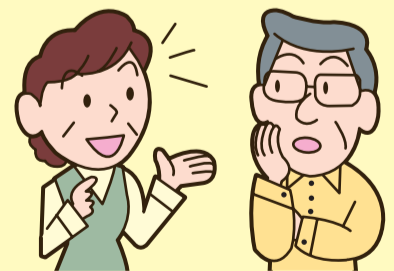


世帯主及び世帯内の被保険者の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下	世帯内の被保険者全員の所得額（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円となる場合	9割軽減	4,403円/年
	上記以外の場合	8.5割軽減	6,604円/年
33万円 + (24万5千円 × 世帯内の被保険者数) 以下の場合		5割軽減	22,016円/年
33万円 + (45万円 × 世帯内の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	35,225円/年

- ※ 所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。
- ※ 判定の際「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
- ※ 所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。
- ※ 軽減判定は、賦課期日（各年度の4月1日または資格取得日）時点で行われます。

### ● 所得割額の軽減について

被保険者の基礎控除後の総所得金額等	所得割額の軽減割合
(総所得金額等 - 基礎控除(33万円)) が58万円以下の場合	5割



### ● 健保組合等の被扶養者であった方の軽減について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被扶養者であった方については、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減され、平成26年度の年間保険料額は4,403円となります。

お問い合わせ先

● 広島県後期高齢者医療広域連合

〒730-8626 (代表) 082-502-7822  
広島市中区東白島町19番49号国保会館5階

(保険料関係について) 082-502-3060

(被保険者証について) 082-502-3010

(保険給付について) 082-502-3030

● お住まいの市区町の後期高齢者医療制度担当窓口（裏面をご覧ください）

## 健康診査を受けましょう

お住まいの市役所・町役場では、被保険者の病気の予防や早期発見・早期治療に役立てていただくため、**後期高齢者健康診査**を実施しています。

**健康診査は、自分の健康状態を知るチャンスです。**

市町によって、健康診査の実施時期、申し込み方法が異なります。詳しくは、お住まいの市区町にお問い合わせください。

<主な健康診査の項目>

- 既往歴の調査 ●自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身体計測 ●血圧 ●血中脂質検査 ●肝機能検査
- 血糖検査 ●尿検査



## ご存知ですか？ ジェネリック医薬品

医師から処方される薬には、先発医薬品とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

先発医薬品は、開発に長い時間と多くの費用がかかることから、一定期間、特許に守られ販売されます。

一方、ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に、同じ有効成分により製造された医薬品で、一般的に低価格であるため、薬代の負担も軽減されます。

**ジェネリック医薬品への切り替えは、医師・薬剤師と十分にご相談ください。**



## 不審な電話や訪問者にご注意ください!

市区町や社会保険事務所の職員を名乗り、医療費の返還をするなどと言って、ATMで振り込ませる詐欺事件が多発しています。

- 還付金の支払いはATMでは行いません。「還付する」と言われてもATMには行かないでください。**
- 保険証（被保険者証）を渡さないでください。**

不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察やお住まいの市区町の担当（下記の窓口一覧の連絡先）にご相談ください。



## 市区町の担当窓口一覧

市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口	市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口	市区町名	後期高齢者医療制度担当窓口
広島市	保険年金課 082-504-2158	三原市	保険医療課 0848-67-6056	府中町	保険年金課 082-286-3154
中区	健康長寿課 082-504-2570	尾道市	保険年金課 0848-38-9135	海田町	長寿保険課 082-823-9609
東区	健康長寿課 082-568-7730	福山市	後期高齢者医療課 084-928-1411	熊野町	住民課 082-820-5604
南区	健康長寿課 082-250-4107	府中市	医療国保課 0847-43-7137	坂町	保険健康課 082-820-1504
西区	健康長寿課 082-294-6218	三次市	市民生活課 0824-62-6134	安芸太田町	住民生活課 0826-28-2116
安佐南区	健康長寿課 082-831-4941	庄原市	保健医療課 0824-73-1155	北広島町	町民課 050-5812-1854
安佐北区	健康長寿課 082-819-0585	大竹市	保険介護課 0827-59-2141	大崎上島町	保健衛生課 0846-62-0303
安芸区	健康長寿課 082-821-2808	東広島市	国保年金課 082-420-0933	世羅町	健康保険課 0847-25-0134
佐伯区	健康長寿課 082-943-9729	廿日市市	保険課 0829-30-9160	神石高原町	福祉課 0847-89-3335
呉市	保険年金課 0823-25-3156	安芸高田市	保健医療課 0826-42-5619		
竹原市	市民健康課 0846-22-7734	江田島市	保健医療課 0823-40-3247		

※平成26年4月1日以降に市区町の担当窓口の課名などが変わる場合があります。